

秋田県警察署協議会委員の委嘱等に関する規程

令和2年12月25日
秋田県公安委員会規程第2号

秋田県警察署協議会委員の委嘱等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項及び秋田県警察署協議会条例（平成13年秋田県条例第43号。以下「条例」という。）第3条第4項の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の委嘱手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、公安委員会に委員の候補者（以下「委員候補者」という。）を推薦するものとする。

2 公安委員会は、委員を委嘱するときは、委嘱状（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

(解嘱)

第3条 本部長は、委員が次のいずれかの要件に該当すると認めるときは、公安委員会に速やかに報告するものとする。

- (1) 法令に触れる行為があったとき。
- (2) 病気療養のため活動ができなくなったとき。
- (3) 本人から辞職の申出がなされたとき。
- (4) その他委員たるにふさわしくない行為があったとき。

2 公安委員会は、委員を解嘱するときは、解嘱通知書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

(辞職)

第4条 委員は、委員を辞職したいときは、辞職願（別記様式第3号）により公安委員会に届け出るものとする。

2 公安委員会は、委員の辞職を承認したときは、辞職承認書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月25日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

第 号

委 嘱 状

殿

あなたを秋田県 警察署協議会委員に委嘱します。
(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

秋田県公安委員会 印

別記様式第2号（第3条関係）

秋公委総第 号

解 嘱 通 知 書

_____ 殿

次の事由により、秋田県警察協議会条例第3条第4項の規定に基づき、秋田県警察署協議会委員を解嘱したので通知します。

解 嘱 の 理 由

年 月 日

秋田県公安委員会 印

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記様式第3号（第3条関係）

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

辞 職 願

この度、 により、秋田県 警察署協議会委員を
辞職したいので、承認願います。

年 月 日

住 所
氏 名

別記様式第4号（第4条関係）

秋公委総第 号

辞 職 承 認 書

_____ 殿

秋田県 警察署協議会委員の辞職を承認します。

年 月 日

秋田県公安委員会 印